

奈良県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年二月六日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田北医院	大和郡山市柳三丁目三五番	令和二年六月三十日
中川医院	吉野郡十津川村大字平谷四五一	令和四年四月六日
中原歯科医院	大和高田市大字池田九〇―三	令和五年十一月二十日
もりふじ眼科医院	橿原市石原田町二一六―一 土手ビル一階	令和五年十一月二十五日
薬局いかるが調剤	生駒郡斑鳩町興留七―二―一一	令和五年十一月三十日
ホワイト歯科医院	橿原市八木町一丁目五番三〇 ダイショービル二階	令和五年十二月一日
クスリのアオキ曾我薬局	橿原市曾我町二六―一	令和五年十二月一日